



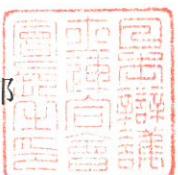
日弁連総第65号
2019年（平成31年）1月23日

日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議

座長 柏木 昇 殿

日本弁護士連合会

会長 菊地 裕太郎



日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンに関する意見
書について（要望）

当連合会は、別紙のとおり日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンに関する意見書を取りまとめましたので、提出します。

つきましては、同意見書の趣旨の実現を要望します。

添付書類

- ・日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンに関する意見書

日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンに関する意見書

2019年（平成31年）1月18日

日本弁護士連合会

はじめに

企業や個人の活動のグローバル化の進展に伴い、我が国の法令が在日外国人及び海外において容易かつ正確に理解されることは極めて重要である。現在の政府による法令外国語訳推進体制は、このような要請を受けて、約10年前に開始されたものであり、これまでに一定の成果を見たところである。しかしながら、日本企業による国際取引や対日投資の拡大及び在日外国人の増加等、昨今の更なる国際化の進展に鑑みれば、現状の法令外国語訳は、量（翻訳スピードの向上による翻訳済み法令数の増加）・質ともに足りていないと言わざるを得ず、これまで以上の推進やサービスの向上が急務となっている。

本意見書は、法務省における「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」の設置を受けて、同会議に対し、日本法令外国語訳の更なる推進等について、当連合会の意見を述べるものである。

第1 現在の日本法令外国語訳推進体制の改善について

1 意見の趣旨

法令英訳のスピード（翻訳済み法令数の増加）と質の向上を図るべく、日本法令外国語訳推進体制を改善すべきである。

2 意見の理由

（1）スピード・質の向上の必要性について

企業や個人の活動の国際化に伴い、法令外国語訳が急務となっていることは明らかであり、日本企業による国際取引の円滑化、対日投資の促進、新興国の法整備支援及び在日外国人の司法アクセスの向上等のため、十分な予算措置を講じ、法令外国語訳のスピード・質の向上を迅速に進めるべきである。

特に、基本法やビジネス関係法といった重要法令の制定時や改正時には、内容の周知のため英訳を迅速に公開する必要があるところ、現状では、翻訳公開までに相当の期間を要している。最重要法令については、新法や改正法の施行時までに英訳を公開できるよう、特に重点化や集中的な対応を行うべきである。また、その他の法令についても、後記（3）のとおり翻訳体制を再検

討することなどにより迅速に翻訳を進め、翻訳済み法令数の増加を速やかに図るべきである。

2018年6月に閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（いわゆる「骨太の方針2018」）においても、企業の海外展開に関する法的支援を強化するための方策として、日本法令の外国語訳の推進が明記され、2016年5月の対日直接投資推進会議決定「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」では、「高品質を維持するためのチェック体制を構築しつつ、2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳を公開することを目指す。」とされているところである。このような観点から、今後は、品質の確保に十分留意しながらも、よりスピードや即時性に重点を置いた対応を進めていくことが重要と考える。

なお、同じ東アジアの韓国や中国では、法令外国語訳が急速に進んでおり、韓国では法令の6割以上の英訳が完了しているとされ¹、中国語訳の公開についても準備中とのことである。また、中国においても、一定の法令の英訳が公開されている。

(2) 現在の日本法令外国語訳推進体制の問題点

今般、日本法令外国語訳推進会議（以下「推進会議」という。）の柏木昇前座長からヒアリングの上、下記のような予算措置に関連する課題を確認した²。

① 日本人専門家の不足

翻訳業者による英訳の最終チェックは、現在、法務省に置かれた推進会議の構成員（弁護士、研究者等で構成）が行っているが、そのマンパワーの不足により、検査がサンプルチェック方式にとどまっているため、サンプル抽出以外の欠陥が見落とされたまま残ったり、翻訳全体の整合性が確保できなくなったりしてしまう。結果として構成員によるボランティアに近い形での全文チェックも行われている。

② ネイティブ・アドバイザーの不足

自然な英訳とするために、英語を母語とするネイティブスピーカー（以下「英語ネイティブ」という。）による英訳チェックは不可欠であるところ、英語ネイティブであり、かつ、日本語及び日本法に通じた専門家（原文で

¹ 大韓弁護士協会への照会結果によると、2018年11月時点で、1374の法律と704の施行令が英訳されているとのことである。

² 本文記載の課題のほか、推進会議の再編に関連して翻訳事業を独立行政法人等を設立して移管する案や、各省庁が業者に外注して行う一次訳の迅速化を図るために法務省が一定のイニシアチブをとるメカニズムを構築する案等についても、指摘されている。

ある日本語の法令の意味を正しく理解し、それが自然な英語に訳されているか確認ができる人材）は非常に少ない。

このようなネイティブ・アドバイザーのマンパワー不足により、法務省により統一的に実施されるネイティブチェックは重要な法令のみに限られ、その他の政令・省令については、ネイティブチェックを経ることなく公開されている。

(3) 翻訳体制の改善

上記(1)のような必要性に鑑み、また、上記(2)において指摘されるような現行の体制の問題点を踏まえ、法務省を中心として関係省庁連絡会議等において省庁横断的な協議と方針策定を行い、効果的な体制を速やかに構築すべきである。具体的には、以下のような対応を行う必要がある。

① マンパワーの増強

推進会議の構成員の役割分担を再検討する中で、英訳チェックの効率的な体制について再考する必要がある。英語ネイティブで日本語及び日本法に通じた専門家並びに翻訳チェックを行う日本人専門家の補充を早急に検討すべきである。

なお、推進会議の構成員とは別に法令翻訳チェックを行う要員として、若手研究者等を中心とした法律専門家を採用することも考えられる。また、翻訳の効率化に資する法令翻訳対訳辞書の充実も不可欠である。

さらに、大学等の研究機関や民間との連携の可能性も検討すべきである。その他、法令翻訳の専門家（法令翻訳士）の養成・確保にも、本腰を入れて取り組むべきである。

② A I の活用

I T・A I の進展はめざましく、特に翻訳業務においては、A I 翻訳の技術発達が近年著しい。法律事務所や企業法務部等においてもA I 翻訳ソフトの実用化が急速に進んでいることから、法令外国語訳においても、少なくとも一次的な翻訳原案の作成や品質チェックにおいてI TツールやA I の活用を速やかにかつ積極的に検討・導入すべきである³。

③ ニーズの高い法令の選別と重点化

³ 「法律のひろば」2018年8月号「司法の国際発信と展開～法令外国語訳10年～」25ページにおいて、推進会議構成員である児島幸良弁護士により、第一段階としてAI翻訳ソフトを開発する業者らに対して、対訳辞書を提供し翻訳ソフトに組み込んで使用してもらい、第二段階として、対訳辞書のほか、「法令翻訳の手引き」にも準拠した官製の日本法令自動翻訳AIソフトを業者らに対し提供することで、更に精度の高い翻訳を当該業者らが行える仕組みとすることが、提案されている。

上記のとおり必要なマンパワーの強化、ツールの導入等により、翻訳済法令数を速やかに伸ばしていくことが必要であるが、併せて、翻訳の需要が多い法分野や法令を適切に選別し、優先的に翻訳する仕組み体制の構築も重要である。現行の制度においても、各省庁の判断を原則としつつ、優先的に翻訳すべき法令について外部団体への照会が行われてはいるものの、十分に機能しているとは言い難く、これに加えて例えば、日本法令外国語訳データベース（Japanese Law Translation, 以下「JLT」という。）の主要なユーザーを構成員とする新たな会議体を設置し、翻訳すべき法令や公開目標時期の検討や方針決定を、当該会議体において行うことも考えられる。

第2 法情報のコンテンツの充実（特に海外から見た場合）について

1 意見の趣旨

現行のJLTは、翻訳対象は法令のみ、かつ、翻訳言語は英語のみにとどまっているため、その他の法情報コンテンツの充実も図るべきである。

2 意見の理由

(1) 行政情報及び法分野・法令情報のアウトラインの翻訳

日本法の法分野や法令の内容（法改正情報を含む）を簡潔にまとめたアウトラインの翻訳も行い、海外発信すべきである。

① 改善の必要性

法令の種類・内容（例えば、税法分野のように改正が頻繁に行われ翻訳が追いつかない、内容が非常に複雑で難解である、当該法令の適用対象が主に海外の大企業でなく海外の中小企業や個人であるなど）によっては、法令のアウトラインの翻訳が有用と考えられる。

このような法令の内容をまとめたアウトラインの翻訳・公開は、現状では、省庁ごとに対応が行われ、情報の英訳・公開が一部は行われているものの、省庁ごとに進度や公開方法にバラつきがあり、ユーザーから見た場合のアクセスが容易とは言い難い。

また、重要な法令について制定・改正がなされた場合に、その主要な内容（法令のあらまし）を一覧的に理解できる概要ペーパー（説明資料として用いられるもの等）をまずは迅速に翻訳して公開すれば、一次的情報として有効性が高い。

さらに、投資関係、金融関係、知財関係といった分野別に、日本法の法

体系を概括できる総論的・総括的な情報があれば、初めて日本法にアクセスする利用者にとって、全体像や必要な法令の把握が容易になり、利便性が格段に高まると考えられる。

② 改善の方法

法務省の法令外国語訳推進事業の一環として、関係省庁の協力の下、法令のみならずアウトラインや法分野情報、改正法等の情報の英訳提供も併せて行うことを、ユーザーのニーズを踏まえ、積極的に検討・推進すべきである。

(2) 裁判例の外国語訳

法令のみならず、主要な裁判例の翻訳・海外発信を拡充すべきである。

① 改善の必要性

デジタル化の進展で、数年前から、従前は判例の公開が充実していなかった大陸法系の国においても、裁判例の公開が進んでいる⁴。マレーシアにおいては、公用語である英語とマレー語により裁判例の全件公開が行われているほか、韓国⁵や中国⁶などの非英語国においても、裁判例の英訳・公開が進んでいる。

なお、法令の海外発信に関する本意見の趣旨からは離れるが、裁判手続のIT化においては、裁判例情報もデジタルデータ化されることが想定されている。これに伴い、裁判所の取組により既に裁判例の全件公開が進められている特許法分野のほか、取引法・商事法分野等においても、裁判例を日本語で全件公開することにつき、最高裁判所と政府が十分に連携して、積極的に検討し推進すべきである。

② 改善の方法

ア 重点的に対応すべき法分野

当面の間、海外からのニーズの多い法分野の裁判例を重点的に対応すべきである。言語はまず英訳に対応すると共に、英語に次ぐ主要言語の一つである中国語にも順次対応を拡大する。

イ 裁判例の選別方法

⁴ このような先例の集積・周知が行われることにより、当該国の法体系や法理の発信力が強化される。このほか、日本法の裁判例が公開されると、日本語・日本法令を勉強する法律家が増えることも予想され、日本企業が海外展開する基盤の充実も期待できる。

⁵ 大韓弁護士協会への照会結果によると、韓国では、最高裁判例を毎年概ね100件ずつ英訳して公開中のことである。また、最高裁が発行する、研究論文や最高裁判決の要旨をまとめたロージャーナルを英訳して、年に2回発行しているとのことである。

⁶ 中国においても一定の判例の英訳を公開するウェブサイトが存在する。なお、中国では判例の全件公開も行われている。

当該法分野におけるリーディングケースを選別するに際し、裁判所の協力を得る必要がある。

(3) 中国語訳の導入

英訳と併せて中国語訳も提供すべきである。

① 改善の必要性

現在のグローバル社会における中国の影響力及び成長著しいアジア諸国における第二言語としての中国語の汎用性を考えると、法令の英訳のほか、可能な限り中国語訳も提供するべきである。国際結婚等を通じた中国人との家族関係の法的処理（離婚、相続）や、遠くない将来に、中国が資本取引の制限を撤廃した場合の対日投資の飛躍的増加等を考慮に入れると、日本法の中国語訳がこれらに関連する法律問題の処理には不可欠である。

② 改善の方法

法令の中国語訳を進めるための具体的な方策として以下が考えられる。

ア 現行の推進会議構成員に、中国語訳の確認及び検査のできる学者・弁護士を加える。

イ 中国語のネイティブ・アドバイザーを採用する。

ウ 中国語訳の可能な翻訳業者に外注を行う。業者への外注、ネイティブチェック、推進会議構成員によるチェック、というフローには、英訳と同様のノウハウの活用が可能と考えられる。

第3 法情報のアクセス・発信向上（特に海外に向けて）について

1 意見の趣旨

日本法自体が国際法務の世界に浸透することが、日本企業による国際取引の円滑化や対日投資の促進に資する。そのため、単にJLTサイトの内容を充実させ、アクセスを待つばかりでなく、海外に対して積極的に情報発信を行う必要がある。

2 意見の理由

(1) JLTサイトのポータル化

現在のJLTサイトは、法令英訳情報と対訳辞書の掲載が主となっているところ、JLTサイトをポータル化する。

① 改善の必要性

現状のJLTサイトは、相当数の情報が登載されているが、表示画面の

改善、質問機能の追加など、ユーザー目線でサイトの利便性をより高める見直しが不可欠と考える。さらに、様々な関連情報を併せて掲載することで、JLTサイトの訪問者を増やし、結果として中心メニューであるJLTサイトの利用者を増やすことができると考えられる。

② 改善の方法

JLTサイトの主な利用者である、日本企業、外資企業の日本法人、外国企業に加え、国際ビジネスを行っている企業・個人、弁護士等による利用頻度が高いと考えられる関連情報を併せて掲載する。具体的には、JETRO（日本貿易振興機構）、各省庁⁷、最高裁判所、当連合会の英文サイトのほか、民間による翻訳についても可能なものについては、相互利用を容易にするシステム上の措置を講じる（まずはリンクを貼ること、さらにサービス改善を検討する。）ことが考えられる。

(2) その他

上記のほか、JLTのサービス内容等に関する法務省の周知広報をより一層充実させるとともに、優先的に英訳すべき法令の外部照会先を増やすこと等により、広報先や照会先の団体におけるJLTサイトの知名度を高め、活用を増やすことに資すると考えられる⁸。

第4 法文（日本語）の表現の改善について

1 意見の趣旨

法令の外国語訳が理解し易くなるよう、日本の法令の文章表現を分かり易くすべきである。

2 意見の理由

既存の日本の法令を外国語に訳しても、その逐語訳が、日本語非ネイティブの外国人には理解できず、充分利用してもらえない場合がある。規定の表現が、何のための規定なのかについての説明がないまま、精密・技術的なものに偏し、表現が複雑な入れ子構造になっていたり、用語が抽象的で分かりにくく、また、

⁷ 例えば、外国人は、日本とのビジネスや日本居住等に関連する、所得税、法人税、相続税等についての関心は極めて高いものの、税関係の法令は規定が複雑で、法令の外国語訳をしただけでは理解は容易ではない。この点から、必要な法令を具体的にわかりやすく英語で解説したサイトを適当な関連省庁に設けて頂き、その情報とリンクを貼ることで使い勝手のよい法令関係の情報を発信すれば、アクセス数が飛躍的に増大するものと考えられる。なお、前記の第2・2（1）「行政情報及び法情報・法令情報のアウトラインの翻訳」に記載のあるとおり、当該情報の英訳自体を法務省の主導で行って頂く方法も考えられる。

⁸ また、このほか、前掲の児島幸良弁護士の記事においては、ニュースレターにより最新の翻訳情報を利用者に提供することが提案されている。日本語・英語問わず、ニュースレターによる情報提供は、JLTサイトの有効なプロモーションにつながると考えられる。

一読して判断すると解釈を誤ることも少なくない。

例えば金融商品取引法は、準用されている他の規定との構造関係が理解しにくく、用語の定義の所在も分かりにくい。また、長文の規定において、日本語では直前・直後で繋がっていた主語・述語、係り表現や修飾語が、翻訳後の外国語では互いに遠く離れた位置になり、分かりにくくなることがある。

このような問題を解消するためには、日本語の法令表現そのものを理解し易くする必要がある。

第5 おわりに

以上のとおり、当連合会は、日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンとして、法令外国語訳のスピードと質の向上を図るべく日本法令外国語訳推進体制を改善するとともに、JLTの法情報コンテンツの充実を図り、JLTのポータルサイト化、周知広報等により海外に向けた積極的な情報発信を行うべきであると考える。

日本法令の国際発信のためには多岐にわたる方策があり得る。間接的ではあるが、日本の法曹の国際法務への関与を増やすことも日本法令の国際発信に資するものと考えられる。

当連合会は、国際人権活動、国際協力活動（法整備支援のための専門家の途上国への派遣等）、国際的な法曹人材の育成（弁護士のための留学支援や国際公務キャリアサポート等）、弁護士による国際業務の推進（国際仲裁の活性化等）等に積極的に取り組んでおり、法務省や外務省等の関係省庁と必要に応じ連携しながら、国際法務への関与の増加に資するこれらの活動を引き続き充実させていく方針である。

以上